

特別支援学級（通級）・特別支援教室で
指導を受けている児童・生徒の保護者の皆様へ

世田谷区教育委員会

令和4年度 通学費（就学援助費・就学奨励費）のお知らせ

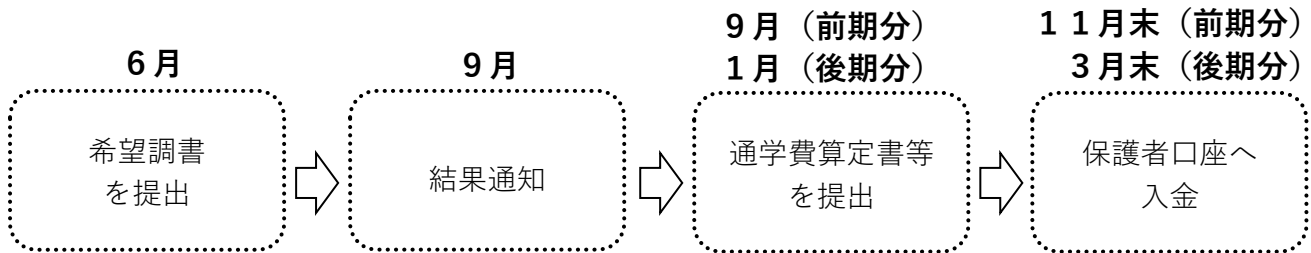
世田谷区では、公共交通機関を利用して特別支援学級（通級）又は特別支援教室に通級しているお子様がいるご家庭に対し、通学費を支給しています。

1. 就学奨励費の申請について

6月上旬に学級から配布する「就学奨励費希望調書」に、受給希望の有無等をご記入いただき、ご提出をお願いします。

毎年度申請が必要です。昨年度申請された方も、必ず手続きをお願いします。

(1) 就学奨励費申請の流れ



(2) 就学奨励費の対象と支給内容

①対象者

世田谷区在住で、世田谷区立の特別支援学級（通級）又は特別支援教室で指導を受けている児童・生徒の保護者

※世田谷区以外にお住まいの方は、お住まいの区市町村教育委員会へご相談ください。

※生活保護を受給中の方は生活保護費からの支給となりますので、各総合支所生活支援課へご相談ください。

②支給内容

通学費の実費相当額を支給します。

(3) 就学奨励費の手続き

①手続き開始……6月上旬（予定）にご案内いたします（以降入級者は随時）。

②提出書類……**受給希望の有無に関わらず**、6月上旬以降に特別支援学級（通級）又は特別支援教室で配付する「就学奨励費希望調書」を全員提出（特別支援教室については公共交通機関を使って通級している方のみ）してください。

③提出先……特別支援学級（通級）又は特別支援教室

④審査結果……9月頃に特別支援学級（通級）又は特別支援教室を通じて通知します（以降入級者は随時）。

⑤支給時期……前期（4～9月分）は11月末、後期（10月～3月分）は3月末です。

（裏面に続きます）

2. 通学費についての注意事項（就学援助費・就学奨励費共通）

就学奨励費又は就学援助費が認定された方を対象に、特別支援学級を通じて9月と1月に調査します。通学費を請求する方は、以下の注意事項をご確認ください。



- ①実際に通学に要した交通費について、最も経済的な通常の経路及び方法により通学した場合の金額を支給します。なお、支給の対象となるのは自宅と学校の往復区間のみです。
- ②小学生の場合は付添者分の通学費も支給します。
- ③各月の通学日数、通学費を記録しておいてください。
- ④同一バス会社の乗り継ぎなど1日に3回以上バスを利用する場合は原則バス1日乗車券の金額が上限です。
- ⑤公共交通機関を利用していない場合や校内通級の場合は支給の対象となりません。
- ⑥経路が特別支援学級（通級）又は特別支援教室で確認しているものと異なる場合には、支給できない場合があります。
- ⑦世田谷区立校以外の特別支援学級への通学費は支給の対象となりません。

◆就学援助費について◆

就学援助費では、通学費以外も支給対象となる場合があります。就学援助費をご希望の方でまだ申請がお済みでない場合は、就学奨励費と就学援助費の二つを漏れなく申請してください。なお、就学援助費は前年度に審査を受けている場合、卒業までの間は再度の申請が不要となります。



【問合せ先】

世田谷区教育委員会学務課学事係

電話：03-5432-2686

FAX：03-5432-3029（6月より03-5432-3028）